

後期高齢者医療保険料の引き上げ

後期高齢者医療保険制度では、医療費の動向等を踏まえ、2年ごとに保険料を見直しています。今年度は保険料見直しの年にあたり、左記のとおり保険料額が変更になります。

- 問合せ
後期高齢者医療保険制度について
鹿児島県後期高齢者医療広域連合 TEL 099-2061329
- ・計算方法について
761066 税務課課税係 TEL 761066

●令和6年度の後期高齢者医療保険料の変更(引き上げ)

$$\text{年間保険料 (限度額80万円)} = \text{均等割額 59,900円 ※所得に応じて軽減あり} + \text{所得割額 (令和5年の所得額-43万円) × 11.72\%}$$

※軽減後の均等割額

世帯内の被保険者と世帯主の所得合計額	軽減割合	軽減後の均等割額 (令和6年度)
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	7割	17,900円 (昨年度17,000円)
43万円 + 29.5万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	5割	29,900円 (昨年度28,400円)
43万円 + 54.5万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	2割	47,900円 (昨年度45,500円)

国民健康保険税の制度改正

軽減制度の基準額が変わります

経済動向等を踏まえ、保険料軽減の対象世帯に関する所得判定基準を見直しました。

- 5割軽減の基準額
29万円 ↓ 29万5千円
- 2割軽減の基準額
53万5千円 ↓ 54万5千円

※7割軽減の基準額は前年度と同額です。

軽減割合	所得判定基準
7割	基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
5割	基礎控除額(43万円) + 29万5千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
2割	基礎控除額(43万円) + 54万5千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

課税限度額が変わります

被保険者間の税負担の公平性の確保および低所得者層の税負担の軽減を図る観点から、課税限度額が引き上げられます。

課税項目	課税限度額
後期高齢者支援金分	22万円 → 24万円に改正
医療給付費分	65万円 ※改正無し
介護納付金分	17万円 ※改正無し

■問合せ 税務課課税係 TEL 761066

介護保険料の変更 (65歳以上の方(第1号被保険者))

介護保険料は、原則3年に1度見直しが行われます。今年度は保険料見直しの年に当たり、年間保険料が図のとおり変更となります。

※第1段階から第3段階の保険料は、消費税引き上げに伴う介護保険料軽減強化の影響を受けません。

■問合せ 税務課課税係 TEL 761066

段階	対象者	令和5年度年間保険料	令和6年度年間保険料
第1段階	生活保護受給者または世帯全員が市民税非課税で、かつ本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	20,700	19,200
第2段階	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	34,600	32,800
第3段階	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	48,500	46,300
第4段階	課税世帯ではあるが、本人が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	62,300	60,900
第5段階(基準段階)	課税世帯ではあるが、本人が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	69,300	67,700
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	83,100	81,200
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	90,000	88,000
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	103,900	101,500
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	117,800	115,000
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の方		128,600
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の方		142,100
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の方		155,700
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が720万円以上の方		162,400

実施により、引き続き軽減税率が適用されています。

■問合せ 税務課課税係 TEL 761066

固定資産税(償却資産)の特例措置について

中小企業等経営強化法に基づき、令和7年3月31日までに市内中小企業者が生産性向上に資する設備投資を行った場合、固定資産税を軽減することで市内中小企業の設備投資を支援します。

計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備・機械装置、工具、器具備品、建物付属設備

■特定割合・適用期間

- 賃上げ表明無し
3年間、課税標準額が2分の1に軽減
- 賃上げ表明有り
令和7年3月31日の間に取得した設備：4年間、課税標準額が3分の1に軽減
※賃上げ表明には雇用者給与支給額の増加率が1.5%以上となる賃上げ表明が必要
- ※このほか、先端設備等導入計画の認定を受けることで、支援制度として、認定計画の実行にあたっての資金調達について、信用保証協会の追加保証や保証枠の拡大を受けられる場合があります。


■対象者

資本金額1億円以下の法人、従業員数1000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く)

■対象資産

年平均の投資利益率が5%以上となるが見込まれる投資

■問合せ 水産商工課商工振興係 TEL 761667



プロバレーボールチーム「フラーゴラッド鹿児島」によるバレーボール教室を開催

子どもたちがスポーツに親しむ機会の創出を目的に、小・中学生向けのバレーボール教室を開催します。講師は、プロバレーボールチーム「フラーゴラッド鹿児島」の選手です。プロ選手のプレーを間近で見ませんか？

●日時 8月17日(土) 午前9時から(受付は午前8時30分から)

●場所 総合体育館 ●問合せ スポーツ・文化振興課スポーツ振興係 TEL76-6151